

長岡地域合併協議会だより 第8号

発行：長岡地域合併協議会 編集：長岡地域合併協議会事務局



第8回合併協議会開催 議員の特例の期間 約2年間に決定!

7月29日に、長岡市のホテルニューオータニ長岡において、第8回長岡地域合併協議会以下「協議会」というのを開催しました。協議事項では、議員の特例の取扱いで「定数特例(40人)を用する期間」について協議し、長岡市議会議員の任期(平成19年4月30日)までの約2年間とすることが決定しました。また、特別職の身分の取扱いについても決定し、今回で新市建設計画を除く全ての協議項目が決定しました。次回の協議会で、新市建設計画についての協議を行う予定です。

報告事項

報告第21号
第6回新市建設計画策定小委員会について

豊口委員長が小委員会での審議の状況について次のように報告を行いました。

7月26日に開催した小委員会で、「第9章 財政計画」、「第10章 新市建設計画の推進に向けて」が加わり、ようやく新市で実施していくべき建設計画の全容が明らかになりました。小委員会の意見交換では、第9章の財政計画については「さらに住民に分かりやすいものにしていく」、第10章中の地域経営という課題に対しては「地域経営に参画する人材をいかに育てるか、真剣に地域のことを考えているけれども、表に出てこない多くの住民の声をいかに引き出し、生きた声としてまちづくりに反映させていくか」等数多くの意見が出ました。これまでさまざまな意見を交わしながら、自分たちが将来住むまちを住民の力でつくりあげるための計画を策定してきましたが、今後は、さらに県との協議を経て、8月下旬から9月上旬にかけて最終的なまとめを行う予定です。

協議事項

議案第38号
議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
次のとおり承認されました。

6市町村議会合併連絡会座長(小熊長岡市議会議長)が会議の内容について報告を行いました。

当初、山古志村議会では、長岡市議会議員の残任期間と次の4年間の合計約6年間の特別期間を主張しており、その他の議会では、新市の早期の一体化や活性化のためには、特別はできるだけ短くすべく約2年間の特別が妥当という意見でした。その後の議論の中で、山古志村議会からも、これまでの連絡会での議論を大切に一つの方向でまとまっていきたいという考えが示され、連絡会として「定数特例の議員任期を長岡市議会議員の残任期間である約2年間とする」という結論に至りました。今回の結論は、6市町村の各議員全員が、何としてもこの合併を成功させようという思いからでた結論であると感じております。

議案第39号
特別職の身分の取扱いについて
次のとおり承認されました。

中之島町、越路町、三島町、山古志村及び小国町の町長、助役、収入役及び教育長は、合併の日の前日をもって失職するものとする。

補足
「地域審議会」については、当初の協議項目としていましたが、長岡方式の地域自治の中で、地域委員会を設置することが決定していることから、同種の組織である「地域審議会」については協議項目から削除することになりました。

次頁からは、今までに決定した協議項目について、特集してお知らせします。

就学援助・奨励費補助事業

長岡市の制度に統一する。

サービスマン等の観点から、合併時に長岡市の制度(通学費も支給)に統一することになりました。

長岡市以外の5町村では、援助する経費に、従来の学用品費、通学用品費など国の基準によるもののほか、新たに通学費が加わることとなります。

また、準要保護世帯の認定基準を「世帯の総所得が生活保護基準の1.3倍以内」に統一します。

平成16年4月1日の状況	
長岡市	
国の基準による支給	学用品費、通学用品費、修学旅行費、学校給食費など
長岡市単独の支給	通学費

福祉・保健

越路町、山古志村、小国町の制度に統一する。

なお、入院時食事療養費の助成は、市町村民税非課税世帯とする。経過措置として、制度統一により入院時食事療養費の助成が受けられなくなる人には、平成17年8月末日までの間、統一する助成内容で助成を行います。

通院・入院とも6歳児(就学前)まで助成を行います。



⑩ 保育料(認可保育所保育料)

平均保育料の水準に統一する。ただし、合併後、2か年度において段階的に調整する。

なお、所得階層区分は平成17年度から統一する。

市町村の保育料に格差があることから、急激な変化が生じないように、経過措置を設けます。

⑪ 福祉タクシー

長岡市の制度に統一する。

6市町村の最高水準である長岡市の制度に合わせて、対象者(在宅心身障害者のうち該当者)に500円券を年間30枚交付します。(病院に定期的に通院し、自動車税の免除を受けていない場合は90枚を上限とします。)

⑫ 国民健康保険料(税)

試課方式は長岡市の制度に統一し、2年間不均一賦課を行った後、平成19年度からほぼ平均的(加重平均)保険料額の水準に統一する。

市町村により、「料」または「税」の賦課となつていますが、社会保険料としての意味から「料」に統一します。また、保険料の賦課割合及び料率は、統一すべきものではありませんが、格差が大きいため急激な保険料額の変更を避ける必要があることから、経過措置を設けます。

⑬ 介護保険料

新たな介護保険料額を定め、平成18年度から統一する。

平成17年度は、各市町村の定めた介護保険料額としますが、負担の公平性などの観点から平成18年度から統一します。

⑭ 診療所

現行どおりとする。なお、使用料・手数料は、小国町の制度を基に新基準を創設し統一する。

山古志村・・・山古志村立診療所・歯科診療所
小国町・・・小国町立診療所・歯科診療所

⑮ 産業振興 中小企業振興資金(普通貸付)

長岡市の制度に統一する。

中小企業者の健全な発展を図るための融資制度であり、長期で低利な運転資金及び設備資金の借入れが可能となります。

平成16年4月1日の状況	
長岡市	
貸付対象	市内で事業所または事務所を1年以上営業している中小企業者
資金使途	運転資金、設備資金
融資限度額	2,000万円
融資利率	年2.4%(信用保証付は年1.9%)
返済期間	運転資金6年以内(据置1年以内) 設備資金7年以内(据置1年以内)

⑯ 土地改良事業補助金(市町村単独)

長岡市の制度を基に中山間地域等の地域特性を考慮した新制度を創設し統一する。

市町村間で採択基準、補助率が異なることから、中山間地域、過疎地域などの地域特性を考慮した新制度を創設します。

⑰ その他 消防団

消防団の組織は、現行のまま6個消防団とするが、意志統一・融合がはかられた段階で順次統合する。

消防団員の報酬年額及び出勤費用弁償額は、長岡市消防団に統一する。ただし、経過措置を設け、段階的に調整して統一するものとする。

消防団員への支給品及び貸与品等は、消防団の基準等に統一するが、当分の間は現行のままとし、計画的に作業服等の更新を図る。



次回の協議会についてのお知らせ

次回の協議会の開催日は未定です。
開催日が決定次第、ホームページなどでお知らせいたします。

長岡地域合併協議会事務局

長岡市幸町2-1-1 長岡市役所内
電話 39-2260・39-2227(直通)
FAX 39-2254
ホームページアドレス <http://www.nagaoka-gappei.jp>
Eメールアドレス office@nagaoka-gappei.jp



平成16年4月1日の状況

家庭系ごみの収集種別	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源物6品目(びん、缶、ペットボトル、新聞、雑誌・チラシ、段ボール)
平成16年10月からの変更点	資源物2品目(プラスチック容器包装材、枝葉・草)を追加し、粗大ごみは、コール収集に変更
事業系ごみの収集種別	可燃ごみ、不燃ごみ

コール収集...電話等で申込みを受けて、玄関先まで何う戸別収集。大きくて重い粗大ごみを、ごみステーションに持ち運ぶ必要がなくなります。

消費パイプの施策は、各市町村の取組みに歴史的経緯があり、設置や維持管理、電気料等において行政と地元の負担関係に著しい相違があるため、当分の間現行どおりとする。

なお、受益者負担のあり方や、消費パイプの設置が可能な地域とのサービスバランス、地盤沈下等について検討し、極端なサービス低下や財政負担の著しい増加を招かない方向で、期間をかけて調整する。

平成16年4月1日の状況

市町村整備	建設費用負担	長岡市	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町
	電気料金負担	市	町	町	町(一部地元)	-	町
地元整備	建設費用負担	井戸	地元	地元	地元	-	-
		配管	地元	地元	町	-	-
	電気料金負担	地元	地元	地元	-	-	-

・市町村と地元の費用負担を表わしています。
・は、市町村から地元に補助があるものです。

水道料金・・・合併後に統一

新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3年から5年を目途に統一する。

各市町村で料金体系が異なることから、新たに基準を創設します。ただし、中之島町及び三島町は給水区域が異なり料金が統一できないため、別途検討する必要があります。



平成16年4月1日の状況

長岡市	三島町
通学タクシー運行委託、通学費補助、児童の冬期通学費補助	児童のバス定期券補助
中之島町	山古志村
生徒の通学費補助、児童のバス定期券支給(ほかにスクールバス運行あり)	生徒のバス定期券支給(ほかにスクールバス運行あり)
越路町	小国町
通学費補助、バス定期券支給(ほかにスクールバス運行あり)	生徒のバス定期券支給、児童の通学バス運行委託(ほかにスクールバス運行あり)

各市町村で制度内容に差異があること、また過去の経緯等があることから、すぐに統一ができないため、当分の間現行どおりとして、時間をかけて調整します。

当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。ただし、合併後、5か年度程度は現行どおりとする。

教育
遠距離通学児童・生徒の通学費助成
・・・当分の間現行どおり

越路町のみが市町村単独経営でガス事業を行っているため、現行どおりとなります。中之島町及び三島町は供給区域が異なり料金が統一できないため、別途検討する必要があります。

ガス料金・・・現行どおり

現行どおりとする。

新市建設計画

新市建設計画策定小委員会が審議中です。

各種事務事業の取扱い

4 4 1 項目の事務事業について調整済みです。
(3、4、4頁で住民生活に関わりの深い17項目を紹介)

地域自治の取扱い(長岡方式の地域自治)

支所と地域委員会(市の附属機関として設置)で構成します。

支所(現在の町村役場)では、通常業務のほか、地域固有業務を担います。

地域委員会では、建設計画の変更等の協議のほか、まちづくりや地域固有業務などについても検討することとしています。

「地域(コミュニティ)事業補助金(仮称)や、ふるさと創生基金(仮称)」を創設し、基金の使途は地域委員会が検討します。

協議会では、地域自治の骨格となる部分について協議しました。細部の調整は今後6市町村長による「地域自治研究会」で決定して行きます。

各種団体への補助金・交付金の取扱い

各種団体への補助金・交付金については、その事業目的、効果を総合的に勘案して、公共の必要性、有効性、公平性及び地域特性の観点から、基準を統一するなど調整を図ります。

慣行の取扱い

- 1 市章及び市旗
長岡市の制度に統一します。
- 2 市民憲章及び宣言
長岡市の制度に統一します。ただし現行の各町の憲章及び宣言は、地域の憲章及び宣言として継承し、新市の市民憲章については、合併後に検討します。
- 3 市の花および木
長岡市の制度に統一します。ただし現行の各町村の花及び木は、地域の花及び木として継承していきま。
- 4 市の歌
当面は、長岡市の制度を引き継ぎ、合併後に検討します。
- 5 名誉市民
長岡市の制度に統一します。ただし現行の名誉市民は引き継ぎます。

特集

長岡地域合併協議会の第1回から第8回までに決定した「協議項目」をお知らせします。

合併の方式

長岡市への「編入合併」です。

合併の期日

「平成17年4月1日」です。

新市の名称

「長岡市」です。

新市の事務所の位置

「現長岡市役所」の位置となります。

議会の議員の定数及び任期の取扱い

定数特例を適用します。適用する期間は、長岡市議員の任期(平成19年4月30日)までです。

中之島選挙区	2人
越路選挙区	2人
三島選挙区	1人
山古志選挙区	1人
小国選挙区	1人

編入される町村の区域に選挙区を設けるものとし、各選挙区における議会の議員の定数は次のとおりとなります。

定数の算出方法 (単位:人)

区分	平成12年国勢調査人口	定数
長岡市	193,414	33
中之島町	12,804	2
越路町	14,271	2
三島町	7,618	1
山古志村	2,222	1
小国町	7,389	1
合計	237,718	40

旧町村ごとの定数 = 長岡市の定数 × (編入される町村の人口 / 長岡市の人口)
端数は四捨五入し、1未満は1となります。

一般職の職員の身分の取扱い

編入される町村の一般職の職員は、長岡市の職員として引き継ぎます。

財産の取扱い

すべて長岡市が引き継ぎます。

特別職の身分の取扱い

編入される町村の特別職(町村長、助役、収入役、教育長)は、合併の日の前日をもって失職します。

組織機構及び支所の取扱い

1 現在の長岡市役所を本庁とし、町村役場を支所とします。

2 新市の組織機構は、住民サービスの低下をきたさないことや、地域の特性を生かして、地域振興に対応できることなどを基本として整備します。

条例・規則等の取扱い

原則として、条例、規則等は、長岡市の条例、規則等として適用します。

雪対策

道路除雪の出動基準等・・・現行どおり

「積雪10cm以上」を一律の除雪出動基準とし、全市早朝除雪を基本とする。なお、日中・深夜除雪については地域の実情に応じて実施する。また、除雪路線についても、現行どおりとする。

日中・深夜除雪の実施や出動頻度については、降雪量など地域の気象状況に差があることから、地域の実情に応じた取組みが効果的であり、現行どおりとします。

消費パイプに係る施策
・・・当分の間現行どおり

消費パイプの施策は、各市町村の取組みに歴史的経緯があり、設置や維持管理、電気料等において行政と地元の負担関係に著しい相違があるため、当分の間現行どおりとする。

なお、受益者負担のあり方や、消費パイプの設置が可能な地域とのサービスバランス、地盤沈下等について検討し、極端なサービス低下や財政負担の著しい増加を招かない方向で、期間をかけて調整する。

地方税の取扱い

長岡市の制度に統一します。特別措置及びその他の調整は次の表のとおりです。

1 法人市町村民税の法人税割	14.7%		
<現行> 長岡市、越路町、三島町	12.3%		
中之島町、山古志村、小国町	税率を14.7%に統一しますが、中之島町、山古志村及び小国町は平成19年度までは現行どおりとします。		
2 固定資産税の納期			
現在、市町村により異なっている納期を地方税法で定めている4月、7月、12月、2月とします。			
第1期	4月 16日 - 30日		
第2期	7月 16日 - 31日		
第3期	12月 16日 - 25日		
第4期	2月 16日 - 末日		
3 中之島町の都市計画税			
市街化区域内の土地・家屋の課税について、次のとおり段階的に税率を調整します。			
17年度	0.03%	20年度	0.12%
18年度	0.06%	21年度	0.16%
19年度	0.09%	22年度	0.20% (統一)

一部事務組合の取扱い

一部事務組合ごとに調整方針を策定しています。現在、各調整方針に沿って、一部事務組合やそれらの構成市町村と、協議を行っています。

使用料・手数料等の取扱い

1 施設使用料については、原則として現行どおりとします。

2 行政財産使用料及び占用料については、長岡市の制度に統一します。

3 手数料については、原則として合併時に統一します。

公共的団体等の取扱い

新市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯や意向・実情等を十分に尊重しながら、法の趣旨等に沿って統合するなど調整に努めます。

町名・字名の取扱い

1 長岡市は、現行どおりです。

2 中之島町は、「大字」の表記を削除します。
例 長岡市大口 長岡市中之島

3 越路町は、「大字」の表記を削除します。
例 長岡市来迎寺 長岡市塚野山
重複町名の調整によるもの
長岡市越路中沢 長岡市越路中島
長岡市中之島西野 長岡市中之島宮内

4 三島町は、「大字」の表記を削除します。
例 長岡市鳥越 長岡市藤野町
重複町名の調整によるもの
長岡市三島新保 長岡市三島中条
長岡市三島上条

5 山古志村は、「大字」の表記を削除し、「古志」をつけます。
例 長岡市古志種芋原 長岡市古志虫電

6 小国町は、「大字」の表記を削除し、「小国町」をつけます。
例 長岡市小国町法坂 長岡市小国町橋沢

生活路線バス・・・現行どおり

現行どおりとする。

高齢者や学生等の交通手段の確保が必要であり、地域の実情にあった効率的な輸送体系を整理、再編する必要があります。そのため、合併後に新市での生活交通確保計画を策定します。

平成16年4月1日の状況

長岡市	三島町
・長岡駅・長生橋・ハイブ長岡 ・長岡大橋・長岡駅 ・田宮病院・長岡ニュータウン ・時計台公園・越後丘陵公園 ・関原三叉路・雪国植物園 他3路線	・長岡駅・蓮花寺 ・長岡駅・逆谷・蓮花寺
中之島町	山古志村
・上見附車庫・中通・未宝	・山古志村役場・東竹沢 ・山古志村役場 ・広瀬駅角・中野 ・太田入口・種芋原
越路町	小国町
・越路町役場・越路西小学校 ・長谷川邸 ・越路中学校・越路町役場・岩野 ・越路中学校・越路町役場 ・越路小学校・篠花	・小国町役場・小国町立診療所 ・おくに森林公園・上小国小学校 ・大貝 ・小国町役場・小国町立診療所 ・八王子 ・小国町役場・小国町立診療所 ・法末

下水道使用料(農業集落排水事業を含む)
・・・合併後に統一

新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3年から5年を目途に統一する。

各市町村で料金体系が異なることから、新たに基準を創設します。

水道料金・・・合併後に統一

新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3年から5年を目途に統一する。